

評価結果の予算要求への適切な反映について

▶ 運営費交付金算定の仕組みについて

○法人は、中期計画に毎年度の運営費交付金の算定ルールを定め、これを基に中期目標期間の予算の見積もりを定めているところ。中期計画は、主務大臣が財務大臣と協議した上で認可。

◆ 算定ルールの例 1(法人の例から作成)

$$\text{運営費交付金} = \text{人件費} + \text{業務経費} + \text{一般管理費} - \text{自己収入}$$

・人件費 = 前年度予算額 × 給与改定率 + 退職手当等特殊要因

・業務経費 = 前年度予算額(「所要額計上経費」を除く。) × 政策係数(α) × 効率化係数(β) × 消費者物価指数(γ) + 当年度の所要額計上経費

・一般管理費 = 前年度予算額(「所要額計上経費」を除く。) × 効率化係数(β) × 消費者物価指数(γ) + 当年度の所要額計上経費
 ※政策係数は、法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定。

◆ 算定ルールの例 2

$$\text{運営費交付金} = \text{想定固定費用} + \text{業務量対応変動費用} \times \text{業務量} - \alpha + \beta + \text{物価調整分}$$

α : 業務運営の効率化による経費の減分

β : サービスの質の向上に伴う経費の増分

○法人は、毎年度の予算要求に当たり、上記ルールに基づき算定した運営費交付金額を主務大臣に要求。(6~7月)

○主務大臣は、法人から要求のあった運営費交付金額を調整し、予算概算要求。(8月末)

○予算査定を経て、予算概算決定において運営費交付金額が決定。(12月下旬)

▶ 評価結果の予算要求への適切な反映について

○年度評価

主務大臣は、8月上旬を目途に評価を完了。政策係数やサービスの質の向上に伴う経費の増分等の調整において、当該評価結果を適切に反映した上で運営費交付金を予算要求。

→予算査定後決定された運営費交付金は、法人の長の責任の下法人内で配分され、事業費の増額や業績に貢献した職員への賞与の増額を実施。

(参考)独立行政法人・中期計画の予算等について(平成12年4月中央省庁等改革推進本部事務局)(抄)

1. 中期計画の予算の性格

(前略) 独立行政法人が、中期計画に定める予算と異なる業務執行を行っても違法の問題は生じず、その当不当の判断は(成果に関する)事後の評価による。

○中期目標期間評価(見込み評価)

主務大臣は、8月上旬を目途に評価を完了し、当該評価結果を踏まえ、業務全般の見直し結果を8月中旬までに作成するとともに、当該見直し結果を予算要求にも反映。

→年度末までに法人が策定する新中期計画においても、評価結果を反映した中期目標期間の予算の見積もりを策定。

→予算の見積もりを基に算出した年度ごとの予算見通しは、年度評価にも活用。